

太田市有害鳥獣対策協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市の農業の振興に資するため、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）及び群馬県鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年4月1日群馬県制定。以下「県要綱」という。）に基づき太田市有害鳥獣対策協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費の一部に対して、太田市有害鳥獣対策協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費
- (2) 研修費
- (3) 通信運搬費
- (4) 消耗品費
- (5) 備品購入費
- (6) 業務委託費
- (7) 工事費
- (8) 手数料
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、当該年度における対象経費の総額に100分の55を乗じて得た額以内の額とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた協議会は、補助金に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた協議会については、第4条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。